

【院外処方を受ける患者さんへ】

現在、一部の医薬品の供給が難しい状況が続いております。

院外処方せんにおいて、銘柄（商品名）でなく、一般名（有効成分の名称）で薬剤を記載することにより、調剤薬局でお薬の調整（同一成分・同一薬効の薬への変更）がしやすくなります。

当院では、患者さんに必要なお薬が渡るよう、お薬を一般名で記載することがあります。

ご不明な点は、事務または薬剤師へおたずねください。

名南病院 院長